

クレジットカード加盟店契約に関するガイドラインについて

2017年7月
商取引監督課

ガイドライン検討委員会の開催

■ クレジット加盟店契約に関するガイドライン検討委員会（2016年度）

- 委員会は、関連する5つの業界団体の選出委員に、4名の有識者を加えた9委員で構成し、笠井委員長のもと、3回にわたって検討を行った。
- 本会合に先立ち、有識者委員を中心に国内外における不正使用および加盟店契約の実態等をふまえ、3回の会合を経て論点整理を行った。

委員名簿（順不同・敬称略）

*有識者委員

氏名	所属
笠井 修 *	中央大学法科大学院 教授（委員長）
中村 博 *	中央大学ビジネススクール 教授
二村 浩一 *	山下・柘・二村法律事務所 弁護士
山部 俊文 *	一橋大学大学院法学研究科 教授
與口 真三 *	一般社団法人日本クレジット協会 理事
岩倉 正純	日本クレジットカード協会 企画政策部会委員
有山 守	日本チェーンストア協会 取引委員会委員
橋本 祥永	公益社団法人日本通信販売協会 クレジット部会長
西田 光宏	日本百貨店協会 常務理事

開催スケジュール

回数		日時
準備会合	第1回	2016年10月25日 16:00～17:30
	第2回	2016年12月2日 16:00～18:00
	第3回	2016年12月20日 19:00～21:00
本会合	第1回	2017年1月19日 16:00～18:00
	第2回	2017年1月26日 10:00～12:00
	第3回	2017年2月16日 16:00～18:00

クレジットカード加盟店契約に関するガイドライン

- **改正割賦販売法の円滑な施行**とともに、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「実行計画」に基づく**IC取引等の不正利用対策推進**の観点から、①加盟店におけるセキュリティ対策、②アクワイアラ等による加盟店調査等、③IC未対応等の加盟店で不正利用被害が生じた場合の損失負担等について、**モデルとなる加盟店契約の在り方を経済産業省の「ガイドライン」として策定し公表する。**

■クレジットカード加盟店契約に関するガイドライン

1. 目的及び位置づけ

改正割賦販売法の施行に向け、アクワイアラ等と加盟店が同法上の義務を適確に履行するため、加盟店契約を締結又は改訂する際の参考とすべき、一般的なモデル契約条項と共に、既存契約に関する解釈指針を示すこととする。

2. 一般的なモデル契約条項

I 総則規定

第A条 定義

II カード番号等の適切な管理に関連する条項

第B条 取扱いの制限、取得の制限

第C条 カード番号等の適切な管理

第D条 委託

第E条 事故時の対応

IV 加盟店調査等義務に対応する条項

第H条 報告等

第I条 調査

第J条 是正改善計画の策定と実施

第K条 契約の解除

V 不正利用被害の負担に関する条項

第L条 不正利用被害の負担

III カード番号等の不正利用の防止に関する条項

第F条 クレジットカードの有効性等の確認

第G条 不正利用等発生時の対応

3. 既存の加盟店契約の解釈の指針

一般的なモデル契約条項①（第A条）

定義

- 本モデル契約条項における「**加盟店契約**」とは、アクワイアラーやPSP等（クレジットカード番号等取扱契約事業者又はその委託先）と加盟店との間で締結されたものを指す。

当事者

甲：クレジットカード等購入あっせん関係販売業者、クレジットカード等購入あっせん関係役務提供事業者（加盟店）

乙：クレジットカード番号等取扱契約締結事業者（アクワイアラー／PSP） 又はその委託を受けて加盟店との契約業務等を行うPSP

定義

a: **会員**： カード等の交付等を受けた者

b: **カード番号等**： 割賦販売法第35条の16第1項に定めるクレジットカード番号等

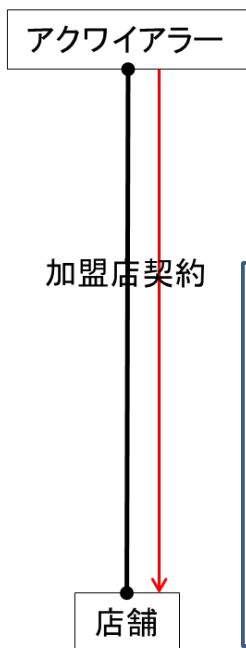
c: **国際ブランド**： 例) VISA Incorporated又はそのグループ企業、MasterCard Incorporated又はそのグループ企業

d: **実行計画**： クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「実行計画」であって、その時々における最新のもの

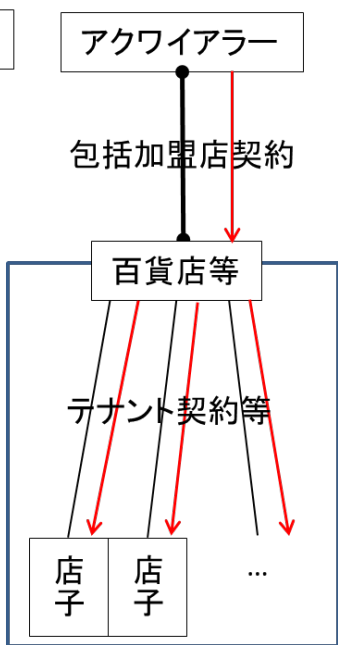
e: **信用販売**： クレジットカードによる販売又は役務の提供

<参考> 加盟店契約形態（例）

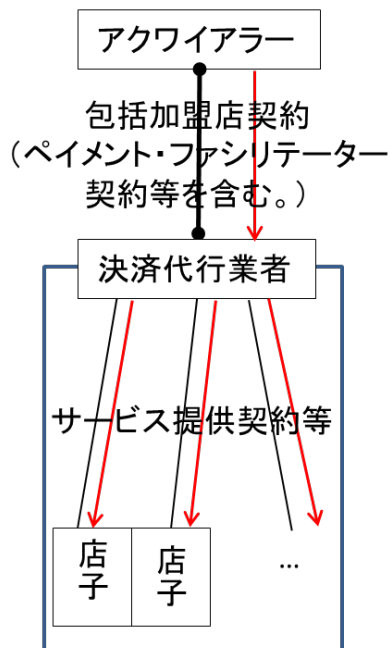
①基本型



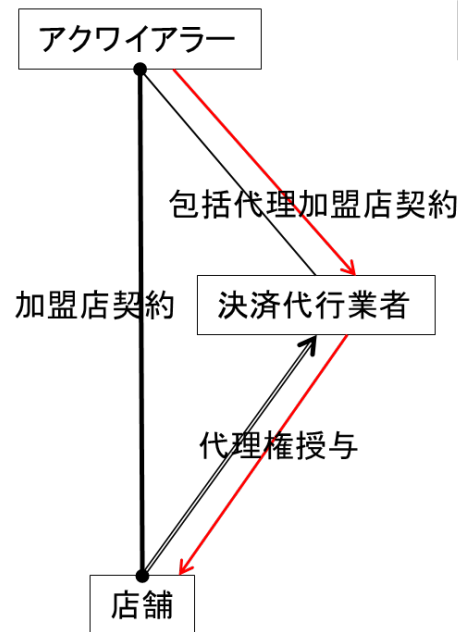
②包括加盟店型
（百貨店等）



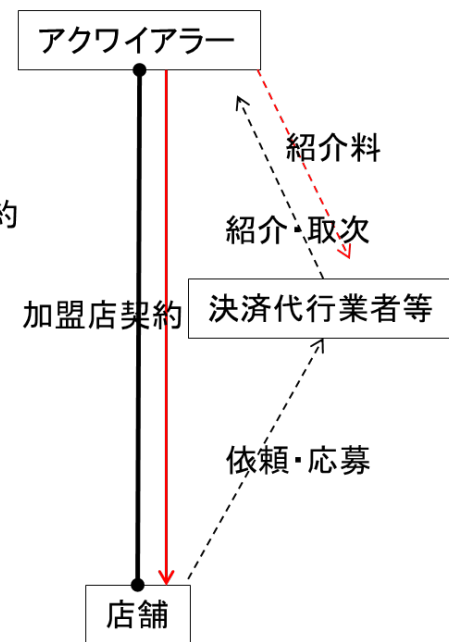
③包括加盟店型
（決済代行業者）



④包括代理型
（代理型）



⑤紹介・取次型



一般的なモデル契約条項②（第B条、第C条）

カード番号等の適切な管理

- 信用販売の実施に必要な場合その他正当な理由がある場合を除き、カード番号等を取り扱わないこと、あるいは、会員に対し、カード番号等を提供するよう求めてはならないこと。
- 割賦販売法（同法に基づく省令や監督の基本方針を含む。）に従い、カード番号等（※）の適切な管理のために必要な措置を講じると共に、カード番号等の漏えい、滅失又は毀損（「漏えい等」）を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- カード番号等の適切な管理のため、実行計画に掲げられた措置又はそれと同等の措置を講じること。
- 当該措置の具体的方法、態様について定め、必要に応じて変更できること。

※「カード番号等」とは、イシューア（クレジットカード発行会社）がその業務上利用者に付与する番号、記号その他の符号（改正割賦法第35条の16）をいう。 マンスリークリアに係るカード番号等も含む。

■ カード番号等の適切な管理のための必要な措置（実行計画2017）

- 加盟店におけるカード情報の「非保持化」 ※PCI P2PE等の暗号化の仕組みを「非保持化同等／相当」の措置とした。
- カード情報を保持する事業者のPCIDSS準拠

■ 改正割賦販売法 関連条文

（クレジットカード番号等の適切な管理）

第三十五条の十六 クレジットカード番号等取扱業者（次の各号のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）は、経済産業省令で定める基準に従い、その取り扱うクレジットカード番号等（包括信用購入あつせん業者又は二月払購入あつせんを業とする者（以下「クレジットカード等購入あつせん業者」という。）が、その業務上利用者に付与する第二条第三項第一号の番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（略）

三 クレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する販売業者（以下「クレジットカード等購入あつせん関係販売業者」という。）又はクレジットカード等購入あつせんに係る提供の方法により役務を提供する役務提供事業者（以下「クレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者」という。）

一般的なモデル契約条項③（第D条）

カード番号等の適切な管理に関する委託契約

- 割賦販売法及び契約に基づく加盟店の義務内容に応じて、受託者（適確に取り扱うことができる能力を有する者）に対し、カード番号等の適切な管理義務を負わせること。
- 受託者が所定の具体的方法及び態様によるカード番号等の適切な管理措置を講じること。加盟店の求めにより、必要に応じて変更できること。
- 受託者におけるカード番号等の取扱い状況についての確認・改善等、受託者に対する必要かつ適切な指導・監督を行うこと。
- 加盟店の承諾を得ることなく、受託者は第三者にカード番号等の取扱いを委託しないこと。
- 受託者においてカード番号等の漏えい等（そのおそれが生じた場合を含む）の事故が発生したときの対応について、加盟店の義務に準じて、受託者に義務付けること。
- 加盟店が受託者に対する調査権限を有すること。
- 受託者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合には委託契約を解除できること。

■改正割賦販売法 関連条文

（クレジットカード番号等の適切な管理）

第三十五条の十六 クレジットカード番号等取扱業者（次の各号のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）は、経済産業省令で定める基準に従い、その取り扱うクレジットカード番号等（包括信用購入あつせん業者又は二月払購入あつせんを業とする者（以下「クレジットカード等購入あつせん業者」という。）が、その業務上利用者に付与する第二条第三項第一号の番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（略）

3 クレジットカード番号等取扱業者は、クレジットカード番号等取扱受託業者（当該クレジットカード番号等取扱業者からクレジットカード番号等の取扱いの全部若しくは一部の委託を受けた第三者又は当該第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者をいう。以下同じ。）の取り扱うクレジットカード番号等の適切な管理が図られるよう、経済産業省令で定める基準に従い、クレジットカード番号等取扱受託業者に対する必要な指導その他の措置を講じなければならない。

一般的なモデル契約条項④（第E条）

漏えい等の事故時の対応

- 加盟店は、漏えい等（そのおそれが生じた場合を含む）の有無、発生期間、影響範囲、発生原因等に関し、必要な調査を行うこと。
- 加盟店は、調査結果を踏まえ、二次被害防止（事案の公表、カード会員への通知を含む）及び再発防止策を講じること。
- 加盟店は、漏えい等の発生と対応状況等についてアクワイアラー等に直ちに報告すること。
- アクワイアラー等は、加盟店が自ら対応しない場合、事故発生についてカード会員への通知等を行うことができること。

■改正割賦販売法 関連条文

（クレジットカード番号等の適切な管理）

第三十五条の十六 クレジットカード番号等取扱業者（次の各号のいずれかに該当する者をいう。以下同じ。）は、経済産業省令で定める基準に従い、その取り扱うクレジットカード番号等（包括信用購入あつせん業者又は二月払購入あつせんを業とする者（以下「クレジットカード等購入あつせん業者」という。）が、その業務上利用者に付与する第二条第三項第一号の番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（略）

三 クレジットカード等購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは権利を販売する販売業者（以下「クレジットカード等購入あつせん関係販売業者」という。）又はクレジットカード等購入あつせんに係る提供の方法により役務を提供する役務提供事業者（以下「クレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者」という。）

一般的なモデル契約条項⑤（第F条、第G条）

カード番号等の不正利用防止

【対面加盟店の場合】

- 加盟店は、割賦販売法で規定された基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、実行計画に掲げられた措置を講じて、カードの有効性、カード提示者とカード名義人との同一性確認を行うこと。

【非対面加盟店の場合】

- 加盟店は、割賦販売法で規定された基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、実行計画に掲げられた措置を講じて、カード番号等の有効性、なりすまし等のカード番号等の不正利用に該当しないことを確認すること。
- 実行計画に掲げる措置又はそれと同等の措置の具体的方法、態様について定めること。
- アクワイアラー等は、必要に応じて、当該方法の変更を求めることができること。

【不正利用等発生時の対応】

- 是正・再発防止のために必要な調査を行い、調査結果に基づき、必要かつ適切な内容の計画を策定し実施するとともに、アクワイアラー等に計画の内容等について報告すること。

■ カード番号等の不正利用の防止のための必要な措置（実行計画2017）

- [対面] 決済端末のIC対応、オペレーションルールに基づく本人確認（オフラインPIN等）
- [非対面] 多面的・重層的な不正使用対策の導入（3Dセキュア、属性・行動分析による不正検知等）

■ 改正割賦販売法 関連条文

（クレジットカード番号等の不正な利用の防止）

第三十五条の十七の十五 クレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者は、経済産業省令で定める基準に従い、利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

一般的なモデル契約条項⑥（第H条、第I条）

アクワイアラー等による加盟店調査義務への対応

【平時の調査】

- 加盟店は、①基礎的事項（名称・所在地・連絡先等）、②法人である場合は、代表者等又はその氏名、③取扱商材及び販売方法等について変更した場合は、アクワイアラー等に対して報告すること。
- 加盟店は、カード番号等の適切管理措置及び不正利用防止措置（非対面の場合）の具体的方法について変更しようとするときは、あらかじめ、アクワイアラー等と協議すること。

【問題発生時の調査】

- 加盟店において、①カード番号等の漏えい等又はそのおそれがあるとき、②カード番号等の不正利用又はそのおそれがあるとき、③契約条項に違反するおそれがあるとき、④その他必要なときは、アクワイアラー等は加盟店に対し必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに応ずること。
- 加盟店調査の方法（①文書もしくは口頭での報告方法、②カード番号等の管理、不正利用防止の措置に関する書類等の提出、③加盟店の役職員に質問し説明を受ける方法、④カード取扱業務を行う施設又は設備に立ち入り調査すること）について定めること。また、④については、デジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれること。
- 加盟店が自ら行うべき調査（①カード番号等の漏えい等若しくはそのおそれがあるとき、又は②不正利用が行われ若しくはそのおそれがあるとき）怠った場合において、アクワイアラー等が加盟店に代わってこれを実施したとき（※）は、アクワイアラー等は、加盟店に対し当該調査により新たに発生した費用を請求することができること。 ※専門機関等に委託して行った場合を想定

■改正割賦販売法 関連条文

(クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の調査等)

第三十五条の十七の八 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、クレジットカード番号等取扱契約を締結しようとする場合には、その契約の締結に先立って、経済産業省令で定めるところにより、販売業者又は役務提供事業者によるクレジットカード番号等の適切な管理及び利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用の防止を図るため、クレジットカード番号等取扱契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者に関し、**クレジットカード番号等の適切な管理又は利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用の防止**（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）**に支障を及ぼすおそれの有無に関する事項であつて経済産業省令で定める事項**を調査しなければならない。

(略)

3 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、そのクレジットカード番号等取扱契約を締結したクレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者について、定期的に、又は必要に応じて、経済産業省令で定めるところにより、**第一項に規定する事項**を調査しなければならない。

(略)

■産構審割賦販売小委員会報告書 (2017.5.10)

(1) 調査事項

- **セキュリティ確保**の観点に加え、実効的な**悪質加盟店排除**も可能となるような調査事項を定めるべき。
- 契約締結時・締結後の平時の必要最低限の調査事項として、① (**加盟店を特定**) 所在地、法人番号、代表者情報、② (**悪質な取引の有無**) **取扱商材、販売方法**、③ **セキュリティ対策** (**番号等の適切管理、不正利用防止**) の内容等が挙げられる。
- **情報漏えい事故等や消費者苦情の発生時**には、事案に応じ、**より詳細な調査**が必要。

(2) 調査方法

- 平成28年追補版で示された、悪質加盟店の排除及び必要なセキュリティ措置の確保という目的を実現するために実効的な方法であればよいとする「性能規定」の考え方に従い、省令において詳細な手段・方法を定めるべきではない。
- 「このやり方であれば、法令上の義務を満たす」標準的な方法を認定割賦販売協会のガイドラインとして示すべき。
- 契約締結時調査では、最低限、上記(1)の調査事項は調査する。
- 途上調査では、平時には契約締結時調査からの変更事項を確認したり、加盟店情報交換制度への照会といった簡易な方法を許容しつつ、**問題発生時にはより深度ある調査**が必要。
- **加盟店においても調査への適切な対応**が求められる。

一般的なモデル契約条項⑦（第J条）

是正改善計画の策定と実施

- アクワイアラー等は、以下の場合において、加盟店に対し是正改善計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応じること。
 - ①カード番号等の管理又は不正利用防止の措置に不備又はそのおそれがある場合
 - ②カード番号等の漏えい等又はそのおそれがあり、二次被害・再発の防止のために必要な対応がなされない場合
 - ③クレジットカードの有効性等の確認が行われない又はそのおそれが場合
 - ④不正利用等発生時に必要な対応がなされない場合
 - ⑤その他、苦情の発生状況等に照らして必要な場合
- 加盟店が是正改善計画を策定しない場合、又はその内容が十分でない場合には、アクワイアラー等は、加盟店と協議の上、必要かつ適切と認められる事項を提示し、その実施を請求することができ、加盟店は、これに応ずること。

■改正割賦販売法 関連条文

（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の調査等）

第三十五条の十七の八 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、クレジットカード番号等取扱契約を締結しようとする場合には、その契約の締結に先立って、経済産業省令で定めるところにより、販売業者又は役務提供事業者によるクレジットカード番号等の適切な管理及び利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用の防止を図るため、クレジットカード番号等取扱契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者に関し、クレジットカード番号等の適切な管理又は利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼすおそれの有無に関する事項であつて経済産業省令で定める事項を調査しなければならない。

（略）

3 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、そのクレジットカード番号等取扱契約を締結したクレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者について、定期的に、又は必要に応じて、経済産業省令で定めるところにより、第一項に規定する事項を調査しなければならない。

4 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、前項の規定による調査その他の方法により知つた事項からみて、クレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者が講ずる第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は第三十五条の十七の十五に規定する基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めるときは、クレジットカード番号等取扱契約の解除その他の経済産業省令で定める必要な措置を講じなければならない。

一般的なモデル契約条項⑧（第K条）

契約の解除

- アクワイアラー等は、加盟店が相当期間を定めた催告によっても、「調査事項の変更の報告」、「アクワイアラー等による加盟店調査への対応」又は「是正改善計画の策定と実施」に関する義務を履行しない場合には、契約を解除することができること。

■改正割賦販売法 関連条文

（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の調査等）

第三十五条の十七の八 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、クレジットカード番号等取扱契約を締結しようとする場合には、その契約の締結に先立って、経済産業省令で定めるところにより、販売業者又は役務提供事業者によるクレジットカード番号等の適切な管理及び利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用の防止を図るため、クレジットカード番号等取扱契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者に関し、クレジットカード番号等の適切な管理又は利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼすおそれの有無に関する事項であつて経済産業省令で定める事項を調査しなければならない。

（略）

3 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、そのクレジットカード番号等取扱契約を締結したクレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者について、定期的に、又は必要に応じて、経済産業省令で定めるところにより、第一項に規定する事項を調査しなければならない。

4 クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、前項の規定による調査その他の方法により知つた事項からみて、クレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者が講ずる第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は第三十五条の十七の十五に規定する措置がそれぞれ第三十五条の十六第一項若しくは第三項又は第三十五条の十七の十五に規定する基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めるときは、クレジットカード番号等取扱契約の解除その他の経済産業省令で定める必要な措置を講じなければならない。

一般的なモデル契約条項⑨（第L条）

不正利用被害の損失負担

- **IC未対応の対面加盟店**において、ICカード又はICカードの磁気データが不正に複製された磁気カードを用いた**不正利用による被害**が発生したときは、アクワイアラー等は、加盟店に対して不正利用に係る**立替金等の支払を拒み**、支払済みの場合には**返還請求**を行うことができること。
- 非対面加盟店において、**実行計画に則した不正利用防止措置が講じられていなかった場合**（又は**甲乙間で別途合意した措置（3Dセキュア等）を講じていなかった場合**）であって、**不正利用による被害**が発生したときは、アクワイアラー等は、加盟店に対して不正利用に係る**立替金等の支払を拒み**、支払済みの場合には**返還請求**を行うことができること。

- ✓ 他方、対面加盟店において加盟店契約の定めに従いIC対応による不正利用防止措置を講じていた場合には、当該加盟店は、他に加盟店契約上の善管注意義務違反があるなど**特段の事情**がある場合を除き、立替金等の支払を拒まれることはなく、また、受領済の場合には、返還義務を負わないこととなる。
- ✓ なお、我が国においては、当面の間は、ICカード対応端末が用いられていれば、暗証番号による本人の同一性を確認ができていなくともブランドルール上、チャージバックの対象とならないこととされている。これを受けて、アクワイアラー等と加盟店との間での損失負担に関し、別途アクワイアラー等が加盟店に通知するまでの間は、暗証番号による本人確認が行われていないことを理由として加盟店に不正利用被害額の負担は生じないものとしている。

※ライアビリティシフトルール： 国際ブランドが定めた不正利用による損失負担に関するルールであり、加盟店においてIC対応されていない場合において生じた不正利用被害については、イシューアラーからアクワイアラーに対してチャージバックできるとするもの。

■ 実行計画2017

- 行政は、改正割賦販売法の円滑な施行及びセキュリティ対策の強化の観点から、**加盟店契約に関するガイドライン（加盟店のIC未対応による不正使用があった場合の損失負担の在り方に関する内容を含む）**を策定・公表する。
- 行政は、改正割賦販売法の円滑な施行及びカード取引におけるセキュリティ強化の観点から、**加盟店契約に関するガイドライン（非対面加盟店において必要な不正使用防止措置が講じられていない場合の不正使用被害に係る損失負担の在り方に関する内容を含む）**を策定・公表する。

既存の加盟店契約の解釈の指針

- 改正割賦販売法を円滑に施行するためには、加盟店契約を見直し、モデル契約条項の内容を反映することが望ましい。一方で、改正法の施行までに既存の加盟店契約の全てについて、モデル契約条項の内容を含むよう変更することは、実務上必ずしも容易でない。
- **加盟店契約のような長期にわたり継続することを予定する契約**においては、技術や社会の変化発展を踏まえて解釈をすることが合理的と考えられる。このため、加盟店契約については、形式的文理解釈によるのではなく、**当事者が達成しようとした目的を踏まえた目的的解释**により、かつ、**技術的社会的変化を反映して理解**をすることが求められる。
- また、当事者は、契約上の義務を履行し、又は権利を行使することにより、自らに適用される法令等に違反することは意図していることは想定されないため、改正法の施行後は、契約の解釈に当たってはできる限り**改正割賦販売法令に整合するように解釈**することが求められる。

<主な解釈事例>

(1)カード番号等の管理

<例>

加盟店は、加盟店契約の遂行上知り得た会員に関する情報を万全に保管し、かつ第三者に開示または漏洩してはならないものとします。また本契約によって知り得た会員に関する情報等を本契約の目的以外に利用してはならないものとします。

<解釈>

信義則上、加盟店契約上の付随的義務としてカード番号等を善良なる管理者の注意をもって管理すべき義務を負っているものであり、改正割賦販売法を遵守し実行計画又はこれと同等の措置を講ずるべきものと解するのが適切である。なお、上記のような規定がなくとも、信義則上、善良なる管理者の注意をもって管理すべき義務を負っていると解される。

(2)カードの有効性確認

<例>

加盟店は、会員からカード提示による信用販売の請求があった場合、カードの真偽、有効期限及びカード無効通知を照合しカードが有効であることを確認し、当社所定の売上票に当社所定事項を記入してこれを作成するものとします。

<解釈>

改正割賦販売法の下では、対面加盟店は、不正利用防止措置として、IC対応端末を設置することが求められる。そうすると、加盟店契約の解釈上、改正割賦販売法の施行後は、IC対応端末があることを前提として解釈することが適切である。したがって、ICカードの有効性を確認する方法としてはIC対応端末を用いることが、加盟店契約上、義務付けられていると解すべき。

(3)カード提示者とカード名義人の同一性確認

<例>

信用販売を行う場合、加盟店は、その場で売上票に会員の署名を求め、カード記載の署名と売上票の署名、およびカード券面エンボスの会員番号・カード名義人名と売上票の会員番号・会員氏名が同一であり、かつ、カード提示者がカード記載の本人であることを、善良なる管理者の注意義務をもって確認するものとします。

<解釈>

ICカードが提示された場合、IC対応端末を用いてPIN入力の方法により同一性確認を行うことは、実行計画においても原則とされている。IC対応端末の設置が改正割賦販売法により加盟店に求められていることを前提とすると、ICカードが提示された場合にIC対応端末でPIN入力の方法で同一性確認を行うことは当然許容され、原則としてこれにより確認されることが求められると解される。